

別冊資料 1

## 地域展開のロードマップや参考事例等

---

香川県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン  
別冊資料 1

<b>01</b>	部活動の地域展開の推進における県と市町等の役割	.....	3
<b>02</b>	地域展開の推進に向けた県の取組み	.....	4
<b>03</b>	協議会等の設置・開催、方針及び計画等の策定	.....	6
<b>04</b>	地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備・充実	.....	8
<b>05</b>	地域クラブ活動の運営形態、属性	.....	9
<b>06</b>	指導者の確保・育成	.....	11
<b>07</b>	活動場所への移動手段の確保	.....	12
<b>08</b>	地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値	.....	13
<b>09</b>	地域展開・地域クラブ活動運営に係る経費シミュレーション	.....	14
<b>10</b>	事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて	.....	16

## 県

- 広域自治体として改革に向けた**リーダーシップ**を発揮し、**県全体としての改革方針**を示すとともに**市町等に対するきめ細かな支援**を行う。
- 一つの市町等では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組みを中心に**地域展開に向けた広域的な基盤づくり**を実施。

### 主な役割

#### ①推進体制の整備及び全体方針の策定・周知等

- 県全体での改革推進に向けた体制整備
- 県全体としての改革方針等の策定
- 県内全体への周知・広報

#### ②市町等へのきめ細かなサポート

- 市町の取組状況の把握及び伴走支援・指導助言等
- 複数の市町等による広域連携の取組みに当たっての調整

#### ③地域展開に向けた広域的な基盤づくり

- 県内の関係団体等、大学、企業との連携体制の構築
- 指導者確保に向けた仕組みづくり

※具体的な取組み内容はP.4-5に掲載

## 市町等

- 改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開の円滑な実施に向けて**包括的な企画・調整**を実施。
- 特に、**地域クラブ活動の位置づけ**（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、**豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等**や、**運営団体等への支援・指導助言等**を丁寧実施。

### 主な役割

#### ①推進体制の整備及び方針の策定・周知等

- 推進体制の整備
- 推進計画の策定、改革の進捗状況の評価検証
- 生徒のニーズ把握や保護者・生徒等への周知・広報

#### ②地域クラブ活動の認定等

- 地域クラブ活動の認定（指導者登録等を含む）
- 地域クラブ活動の活動状況の把握・支援・指導助言等
- 生徒・保護者等からの相談窓口の設置

#### ③地域クラブ活動の円滑な実施に向けた対応

- 指導者／活動場所／移手段の確保等
- 学校との連携
- 多様な財源の確保

※市町等が自ら地域クラブ活動の運営・実施を行う場合もある。

## 1 推進体制の整備

### 香川県中学校部活動地域展開推進協議会

- 県における中学校部活動について、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図るため、県・市町・関係団体の間で情報共有や課題解決に向けた協議・調整等を行う。
- 推進協議会は、年間2回の**定例会**のほか、5回程度の担当者等による**ワーキンググループ**を開催する。
- 推進協議会は、香川県教育委員会、各市町（学校組合）教育委員会及び学校・スポーツ・文化芸術関係団体等※をもって構成する。

#### ※学校・スポーツ・文化芸術関係団体等

- |                        |                |
|------------------------|----------------|
| ➢ 香川県スポーツ協会            | ➢ 香川県小・中学校文化連盟 |
| ➢ 香川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 |                |
| ➢ 香川県スポーツ少年団           | ➢ 香川県吹奏楽連盟     |
| ➢ 香川プロスポーツ連絡協議会        | ➢ 香川県合唱連盟      |
| ➢ 香川県中学校長会             | ➢ 香川大学         |
| ➢ 香川県中学校体育連盟           | ➢ 香川県PTA連絡協議会  |

### 県総括コーディネーターによる支援

- 市町等に対して、課題解決の方策や地域事情を反映した進め方等に関する指導・助言等を行うことを目的に、県に総括コーディネーターを配置する。
- 県総括コーディネーターは、各市町の現状及び課題等の把握、課題解決の方策等に向けたヒアリング、助言を行う。
- 県総括コーディネーターは、相談窓口を設置するほか、必要に応じて、県全体の地域展開推進に向けた支援を行う。

### 広域連携支援

- 一つの市町等では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組みを中心に、地域展開に向けた広域連携の調整等を行う。

## 2 指導者の確保・育成

### 指導者人材バンクの設置・運営

- 「**香川県地域クラブ活動等指導者人材バンク（クラサポかがわ）**」を設置し、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の指導やサポートができる地域人材の発掘を行うとともに、指導を希望する地域の指導者の登録及び指導者配置を検討している市町のマッチング支援を行う。
- 関係団体等の研修会・説明会等、各種広報資料等を活用し、県内全域へ指導を希望する人材の登録促進に取り組む。
- 県内大学、企業等との組織的な連携を通じた指導者等の登録促進。



クラサポかがわ  
ホームページ



### 指導者の育成

- 市町（学校組合）立中学校の部活動指導員や外部指導者、地域クラブ指導者等も参加できる県内全域を対象とした指導者研修会を実施する。
- 効率的・効果的な活動の推進、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等に関する情報提供等を行う。

## 3 大会等の参加機会の確保に向けて

### 地域クラブ活動の大会等参加

- 大会主催者等に対し、地域クラブ活動の参加や大会等の在り方の見直しについて要請する。

## 4 関係団体等・大学・民間企業との連携体制の構築

部活動改革及び地域展開の推進に向けて、幅広い関係団体等、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むことができる体制を構築する。

### 関係団体等※との連携体制

- ・ 地域クラブ活動の指導者及び大会等の運営協力、各種研修会の実施等を依頼する。
- ・ 子どもたちの多様なニーズを踏まえ、関係団体等が開催する体験会・イベント等に中学生を含む子どもたちも参加対象となるよう依頼する。

#### ※関係団体等

- 香川県スポーツ協会
- 香川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
- 香川県スポーツ少年団
- 香川プロスポーツ連絡協議会
- スポーツ推進委員
- 各競技団体・文化芸術団体
- 香川県吹奏楽連盟
- 香川県合唱連盟 等

### 大学との連携体制

- ・ 県内大学に対して、大学生や大学教員等の地域クラブ活動指導者及び各種研修会講師等の協力を要請する。

### 民間企業との連携体制

- ・ 地域展開推進に向けて、必要に応じて市町等が各企業の資源等を活用できる仕組みを構築する。
- ・ 市町等の地域クラブ活動の支援に向けて、指導者等の派遣や運営支援等※を行う企業が参画できるようにし、支援を行いたい企業と市町等をマッチングする。

#### ※運営支援の例

- ✓ 指導者、運営人材等の派遣
- ✓ 活動場所の提供
- ✓ 用具・物品等の提供
- ✓ 生徒の活動場所への移動支援
- ✓ 財政的支援
- ✓ 指導や研修等に係る動画コンテンツの提供
- ✓ 運営・管理等に関するノウハウの提供
- ✓ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体を担うこと 等

## 5 情報発信・広報

### 地域展開への理解・協力促進

- ・ 地域展開に関する県や市町の取組み、好事例等を、香川県教育委員会ホームページ内に一元的にまとめ、随時更新・発信する。
- ・ 県広報誌等を活用し、適宜情報発信を行う。
- ・ 県全体の取組みや動き等について、必要に応じて説明会・研修会等において情報提供を行う。



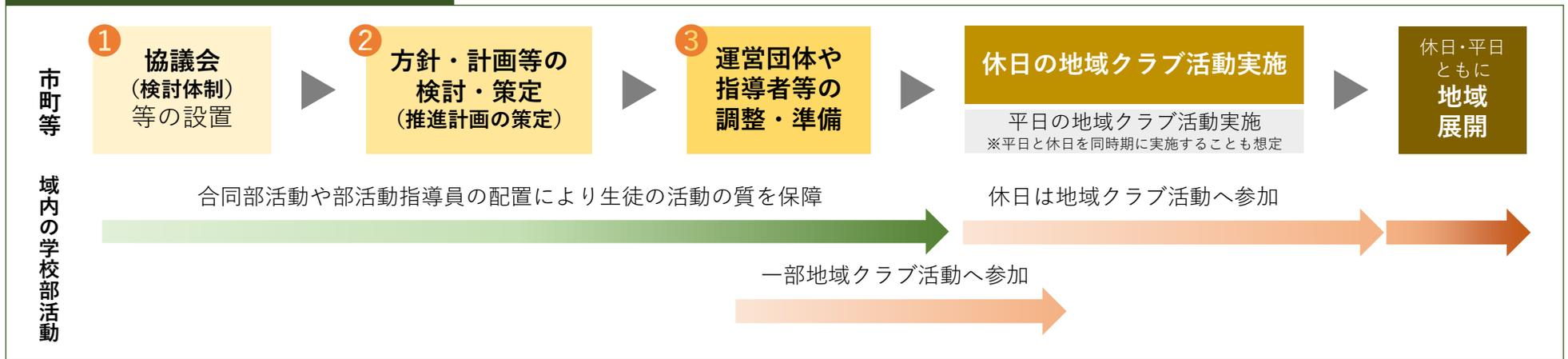
香川県教育委員会ホームページ  
「中学校部活動改革」

## 6 県立中学校における部活動の地域展開

### 県立中学校における部活動改革及び地域クラブ活動の推進

- ・ 県立中学校の休日部活動における地域展開推進に向けて運営団体等を設置し、地域クラブ活動を実施する。
- ・ 体験会の実施や県立高等学校との連携・協力を図り、ニーズの把握、運営に係る課題の検討を行い、持続可能な体制を整備する。
- ・ 地域展開が進むまでの間における部活動については、積極的に部活動指導員や外部指導者を配置し、教員の負担軽減を図る。

## 地域展開に向けた主な流れ（例）



## ① 想定される協議会構成員

- ・ 有識者
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署
- ・ 社会教育・生涯学習担当部署
- ・ 学校教育担当部署
- ・ 地域スポーツ・文化芸術団体等
- ・ 学校代表
- ・ 保護者代表
- ・ 総括コーディネーター 等

## ② 主な検討項目（例）

## 新たなスポーツ・文化芸術環境の在り方やその充実方策

- ・ 所管の学校部活動における現状と課題
- ・ 「設置する学校に係る部活動の方針」の改善

## スポーツ・文化芸術団体等の整備や支援

- ・ 活動の運営団体・実施主体の形態
- ・ スケジュール
- ・ 総括コーディネーター等の配置
- ・ 関係団体と学校との連絡調整
- ・ 事故発生時の責任の所在
- ・ 事故発生時の対応、連絡体制

## 指導者の質の保障・量の確保

- ・ クラサポかがわを活用した指導者募集
- ・ 効率的・効果的な指導の推進
- ・ 研修計画の作成

## 活動場所となる施設の確保方策

- ・ 学校施設等の管理方法
- ・ 指定管理者制度や業務委託の活用

## 会費や保険の在り方

- ・ 会費の徴収
- ・ 経済的に困窮する世帯への支援
- ・ 保険の加入

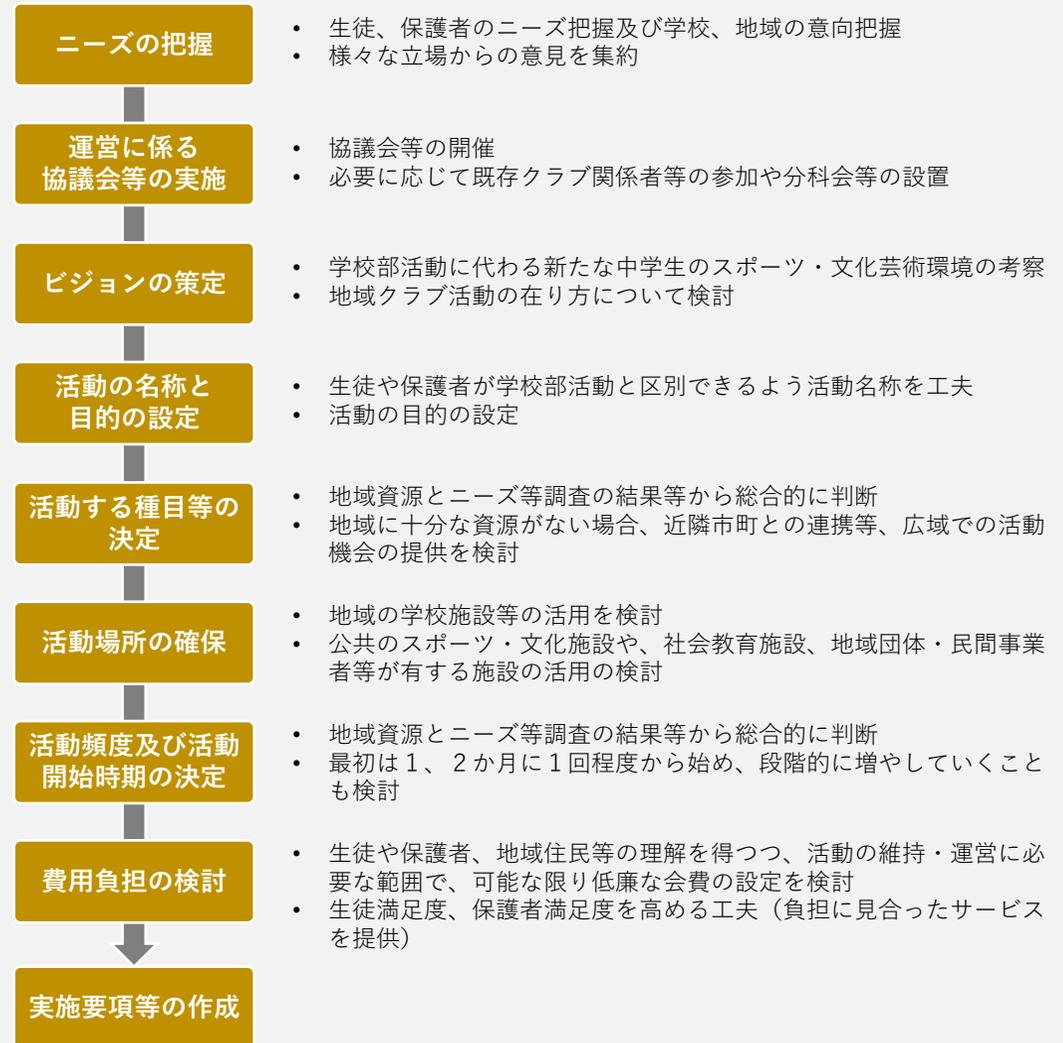
## 関連諸制度等の在り方

- ・ 希望する教員の兼職兼業による指導
- ・ 学校施設等の開放・活用促進

### ③ 運営団体・実施主体の業務（例）

- 運営方針・運営方法の決定**
- 活動周知に係る広報活動**
- 参加者の募集・受付**
- 活動のマネジメント**
  - ・ 活動計画の作成
  - ・ 活動実施報告書の作成
  - ・ 大会等への参加手続き
  - ・ 活動場所の確保
  - ・ 送迎バスの運行
  - ・ トラブルや事故発生時の対応 等
- 指導者のマネジメント**
  - ・ 指導者の確保
  - ・ 保険加入
  - ・ シフト作成
  - ・ 従事時間管理
  - ・ 報酬の支払い
  - ・ 資質向上研修の実施 等
- 参加者のマネジメント**
  - ・ 出欠確認
  - ・ 参加費の徴収
  - ・ 安全管理 等
- 参加者、保護者の満足度を高める工夫**

#### <運営方針等決定の手順（例）>



運営団体・実施主体の体制等によって**役割分担の在り方は多様**であり、**柔軟に連携・協力**を行うことが重要。

**運営団体** 各地域クラブ活動を統括する団体

**実施主体** 個別の地域クラブ活動を実際に行う団体

※ 一つの団体が「運営団体」と「実施主体」の両者の役割を兼ね備える場合には、団体内の部署・機能として、「運営団体」は管理部門、「実施主体」は実施部門と捉えられる。

### 運営団体・実施主体の役割分担（例）

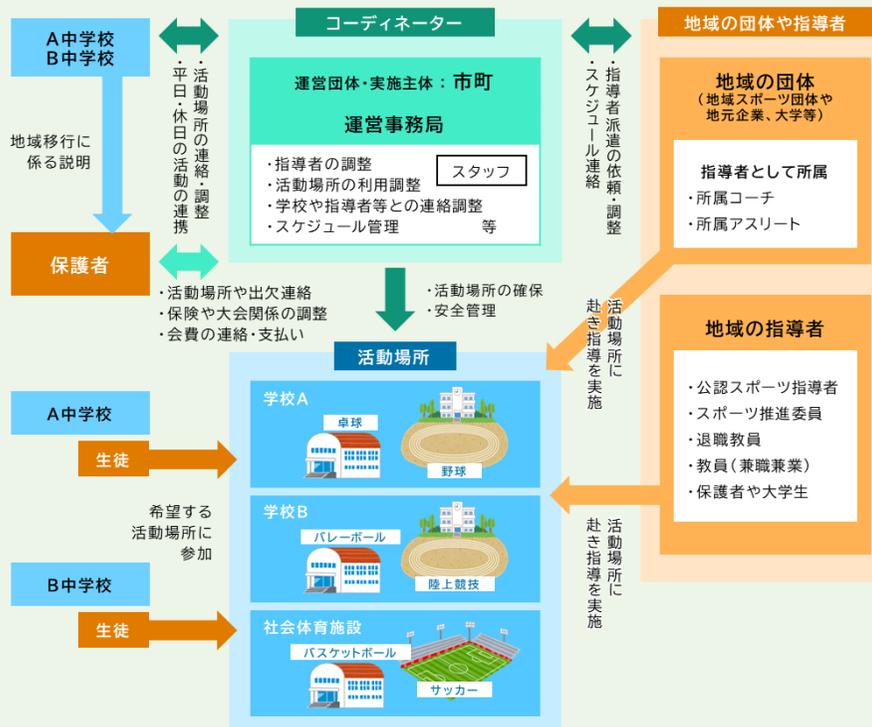
- パターン 1** 運営団体と実施主体を一つの団体が兼ねている場合
- パターン 2** 運営団体が運営・管理業務、実施主体が実施業務を担う場合
- パターン 3** 運営団体が活動実施に向けた準備まで担う場合
- パターン 4** 実施主体が運営・管理業務の一部まで担う場合

		主な役割	パターン 1	パターン 2	パターン 3	パターン 4
運営・管理	運営団体と実施主体を一つの団体が兼ねている場合	運営方針、運営計画の策定	運営団体    実施主体	運営団体	運営団体	運営団体
		実施主体の活動状況の管理、指導助言、相談対応				
		運営人材の確保・育成、運営業務の効率化				
		責任主体の明確化、危機管理マニュアル作成				
		保険加入状況や補償内容の確認				
		リスク管理等の研修実施				
活動実施に向けた準備	運営団体が活動実施に向けた準備まで担う場合	収支計画の作成、会計・税務処理、労務管理	運営団体    実施主体	実施主体	運営団体	実施主体
		競技団体等への登録、大会・コンクールへの参加申込				
		活動計画の作成、活動スケジュールの調整				
		指導者、活動場所、移動手段、消耗品や備品等の確保				
活動実施	実施主体が運営・管理業務の一部まで担う場合	学校との連携・情報共有	運営団体    実施主体	実施主体	実施主体	実施主体
		入会手続、会費徴収				
		参加者・保護者との連絡（活動内容や出欠確認等）				
		安全確保の取組				
活動実施	実施主体が活動実施に向けた準備まで担う場合	ニーズを踏まえた活動の実施	運営団体    実施主体	実施主体	実施主体	実施主体
		体験会の開催				

（参考）「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月、文部科学省）」別冊資料②P.8

市町等が運営団体・実施主体となり、直接地域クラブ活動を運営

- 市町等が運営事務局となり、コーディネーターが地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域のスポーツ指導者に協力を依頼するほか、学校や地域の団体等との連絡調整や活動場所の利用調整などを行う。

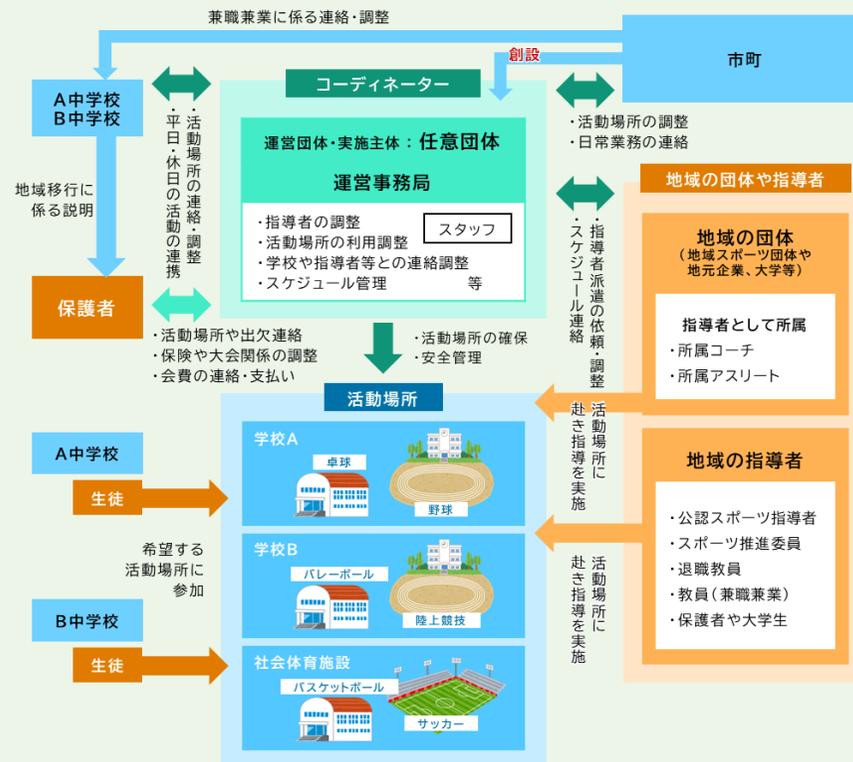


**実証事業事例** 東かがわ市・善通寺市  
市が運営団体となり、地域クラブ活動を実施

東かがわ市や善通寺市では、部活動の地域展開に向け、市内中学校の合同部活動を実施した後、その活動をベースとして段階的に地域クラブ活動へと展開した。地域クラブ活動の運営は、市が直接行い、域内の中学校との連携・調整等は、コーディネーターが行っている。

市町等が任意団体を創設し、その任意団体が地域クラブ活動を運営

- 市町等が一般社団法人や協議会等からなる任意団体を創設し、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。
- 市町等が運営団体となり、実施主体を任意団体が担うこともある。

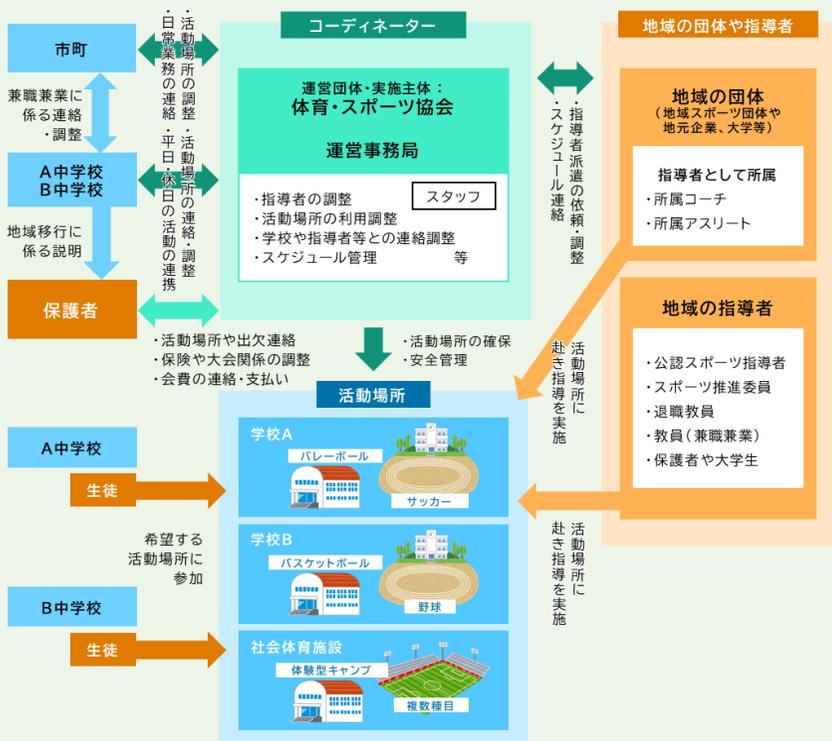


**実証事業事例** 三豊市  
市が任意団体を創設し、文化・スポーツ活動環境の充実を図る

三豊市は、一般社団法人三豊市文化・スポーツ振興事業団「ミクスポ」を設立し、同事業団が部活動の地域展開及び市民の文化・スポーツ活動環境の充実に向け、様々な取組みを実施している。市独自の指導者人材バンクやクラブ認定制度等、関係機関、団体等と連携した取組みが進められている。

地域団体等が地域クラブ活動を運営

- 地域団体等（体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、各競技団体・文化芸術団体等）が運営事務局となり、地域クラブ活動を運営、実施する。（以下は体育・スポーツ協会の例）
- 市町等が運営団体となり、地域団体等が実施主体を担うこともある。

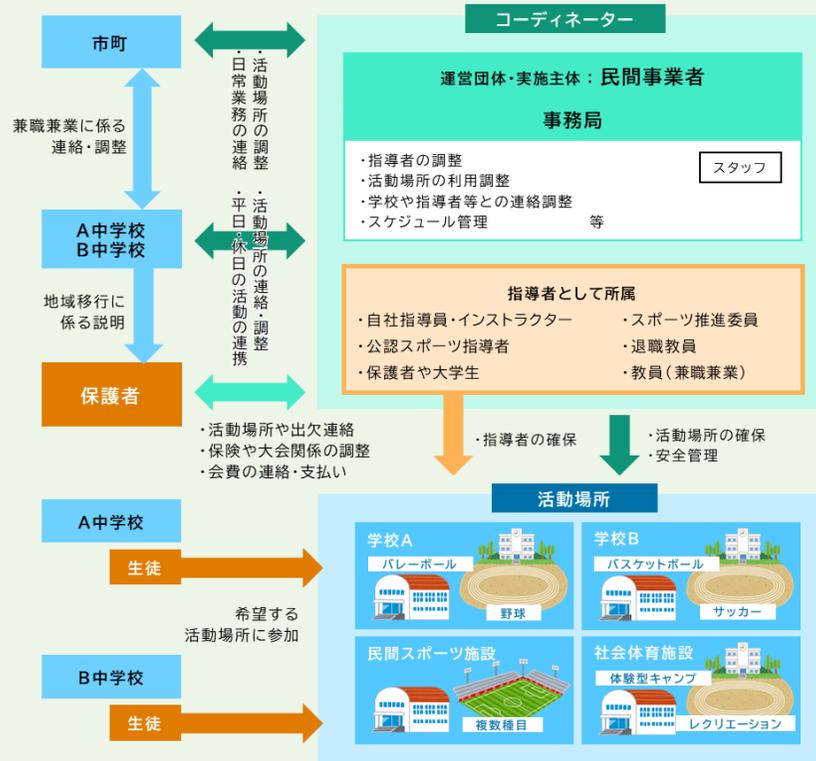


**実証事業事例** 宇多津町、坂出市、高松市  
 スポーツ協会等が運営団体となり、地域クラブ活動を実施

宇多津町スポーツ協会は、学校部活動の外部指導者として指導を行っていた競技について、地域展開の受け皿として、同協会が運営団体となり、地域クラブ活動を実施している。  
 その他、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団と連携した取組み事例も多い。

民間事業者が地域クラブ活動を運営

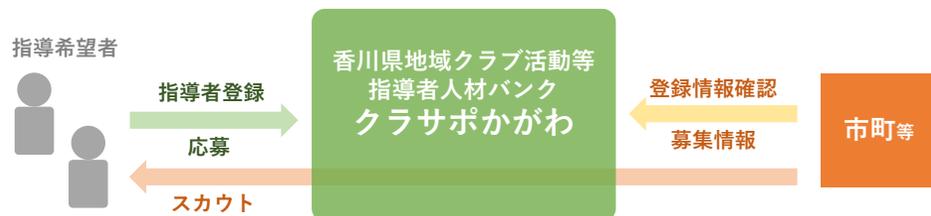
- 市町等の委託を受け、民間事業者が運営事務局となり、地域クラブ活動を運営、実施する。
- 市町等が運営団体となり、民間事業者が実施主体を担うこともある。



**実証事業事例** 宇多津町  
 民間事業者が地域クラブ活動を運営・実施

宇多津町は、民間事業者の一部の競技・活動の運営を委託し、その民間事業者が地域クラブ活動を運営・実施している。民間事業者はこれまでの実績やノウハウを生かし、効率的・効果的な地域クラブ活動運営や指導を行っている。

## 「クラサポかがわ」の活用



香川県地域クラブ活動等指導者人材バンク〔クラサポかがわ〕は、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の指導やサポートができる地域人材の発掘を行うとともに、指導を希望する地域の皆様に登録いただき、地域クラブ活動等の指導者の配置を検討している市町教育委員会に情報提供するものであり、香川県の中学校部活動の地域展開を推進し、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動をより一層充実させるためのものです。



クラサポかがわ  
ホームページ

実証事業  
事例

東かがわ市・高松市

## 大学生を地域クラブ活動の指導者サポートとして配置

東かがわ市や高松市では、地域クラブ活動の指導者に大学生を配置し、配置された大学生は、指導者の指導サポート役を担うとともに、直接生徒に指導も行う。

自ら見本を示したり、生徒と一緒にプレーしたりすることで、クラブ指導者の負担を軽減しただけでなく、生徒の技術向上、メンタル面の成長に大いに貢献している。

実証事業  
事例

坂出市・高松市・琴平町

## スポーツ少年団等と連携し、小・中一貫した指導を実現

関係市町では、既存のスポーツ少年団と連携し、小学生の活動に加え、中学生の活動も同スポーツ少年団が担っている。

これにより、小学生から中学生まで一貫した指導を受けることができている。



## 地域クラブ活動指導者研修メニュー（例）

項目	研修メニュー例
総論・制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む）</li> </ul>
基本姿勢・ サービス規律	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止</li> <li>✓ 生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止</li> <li>✓ 生徒同士による暴力・暴言・いじめ等の防止（適切な集団づくりなど）</li> </ul>
生徒への指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 中学校等段階の生徒の特徴や配慮事項等</li> <li>✓ 生徒の発達段階に応じた科学的な指導（適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等）</li> <li>✓ 生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導</li> <li>✓ 女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮</li> </ul>
安全管理・ 事故対応等	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導</li> <li>✓ 事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等）</li> <li>✓ 事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）</li> </ul>
保護者や学校 との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 保護者との連絡調整等</li> <li>✓ 生徒が在籍する中学校等との連携</li> </ul>

（参考）「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月、文部科学省）」別冊資料①P.17

実証事業  
事例

善通寺市

## 地域クラブ活動指導者への独自研修を実施

善通寺市は、休日の地域クラブ活動の指導者に対し、適切なクラブ運営・指導力向上を図るために、独自で指導者研修会を実施。

研修メニューには、生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止等、指導に係る基本姿勢やサービス規律に関する内容も行っている。

活動場所への移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保との一体的な検討、スクールバスなどの既存の送迎車両の有効活用を行うことが重要であるとともに、地域公共交通との連携等の観点から、県及び市町等における交通部局と教育部局及びスポーツ部局・文化芸術部局等が密接に連携し、対応することが重要。

### 具体的な取組み内容（例）

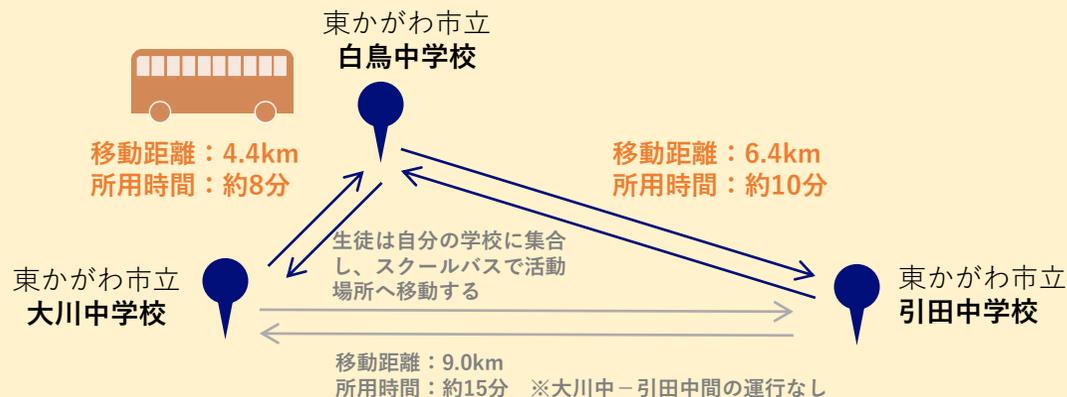
- 既存の送迎車両の有効活用
  - ・ スクールバスやスポーツ団体等のマイクロバスの活用
- 地域公共交通との連携等
  - ・ 地域公共交通の運行ダイヤに合わせた地域クラブ活動の実施・運行ダイヤの見直し
  - ・ 地方公共交通の利用料への補助
- 多様な政策分野との連携・協働



### 実証事業 事例 東かがわ市 スクールバスを活用した生徒の移動支援

東かがわ市は、スクールバスを活用し、市内3中学校の生徒が各活動場所の中学校への移動を支援している。スクールバスの運行により、平日の合同部活動の円滑な実施、休日の地域クラブ活動における保護者送迎負担の軽減を図ることができた。

スクールバスを運行し始めた当初は、配車・乗降管理、安全確認等を教員が行っており、担当者の負担が大きかったことから、乗降システムを導入し負担軽減・安全管理の徹底に努めた。



### 乗降システム導入



バス乗降時に  
カードをかざす



学校、市教育委員会、保護者の3者がリアルタイムに状況をモニタリングすることができる

※情報に矛盾がある場合はアラート表示あり

## 生徒のニーズに応じた多種多様な体験

実証事業  
事例

高松市、丸亀市

これまでの部活動にはない競技・活動の実施

高松市では、部活動にない競技・種目を気軽に体験することができる環境が十分に整備されていないことから、その現状を脱却し、多様なスポーツや活動に対する生徒のニーズに対応していくために、「弓道」「アーチェリー」の地域クラブ活動体験会を実施した。

参加した生徒の保護者からは「よい体験をさせていただいた。子どもは高校になったら弓道部に入りたい、と言っている。」との声があった。

丸亀市においても、部活動にないスポーツの活動機会を確保するため、「スケートボード」の地域クラブ活動体験会を実施した。



## 生徒の個性・得意分野等の尊重

実証事業  
事例

丸亀市

文化芸術活動の体験機会の確保・充実

文化芸術活動の体験機会の確保・充実を目指し、丸亀市では、参加を希望する市内中学生を対象として、複数の体験活動を実施した。

コースは以下の4つ。

- ・機会
- ・電気
- ・生産電子情報システム技術
- ・住居環境

講師は、市内にある四国職業能力開発大学の教員と学生が担当。運動部活動に所属している生徒や地域クラブ活動に参加している生徒も参加可能としており、生徒は初めての体験に夢中になっていた。



## 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流

実証事業  
事例

宇多津町

卒業生が集う新たな吹奏楽地域クラブ活動

宇多津町では、吹奏楽部を地域クラブ活動に展開し、町内の中学生だけでなく、卒業生（高校生、大学生、社会人）も参加できる吹奏楽地域クラブ活動として実施している。

中学生は、参加している卒業生から、個別に指導を受けたり、自ら質問したりする等、多世代が豊かに交流できる活動となっている。地域クラブ指導者は生徒の主体性を尊重し、参加者中心の活動が展開されている。

同クラブは、町内の様々なイベント・行事等において、演奏の依頼を受け、中学生と卒業生が一体となった町の吹奏楽団として活躍している。



実証事業  
事例

高松市

小学生と中学生がともに活動し、ともに学ぶ体制

高松市では、中学校部活動の柔道部をスポーツ少年団が運営する地域クラブ活動に展開した。

同クラブでは、もともと小学生が参加していたが、中学生の活動にも幅を広げ、活動日時によっては、小学生と中学生が一緒に活動する機会を設けている。

参加している小学生からは、「自分より強い人、うまい人（中学生）と練習することで、力が付き、自分もまた、さらに強くなること、うまくなることができました。」等の声が多い。

中学生からは、「学年関係なく親しみやすくなった。」「練習をととても楽しく取り組んでいる。」等の声が多い。



休日の地域クラブ活動を通年実施した場合の必要経費及び参加費と公費等負担を試算

1

## 例) バレーボール

- ・指導者2名配置、参加生徒12名想定
- ・年間50回実施予定

## 年間必要経費

No.	内容	金額	数量	数量	数量	計
1	指導者謝金※1	1,600	3h	50回	2名	480,000
2	指導者交通費	1,000	50回		2名	100,000
3	保険料(指導者)	2,000	2名	1年		4,000
4	保険料(生徒)	800	12名	1年		9,600
5	管理アプリ使用料※2	120	12月	14名		20,160
6	チーム登録料	12,000	1	1年		12,000
7	選手登録料	1,000	12名	1年		12,000
8	大会参加費	5,000	3回			15,000
9	消耗品※3	8,800	12個			105,600
合計						758,360

参加生徒ですべて負担すると約5,267円/月

参加費1,000円/月  
の場合※4

[年間]  
参加者負担  
144,000円  
それ以外で負担  
614,360円

参加費2,000円/月  
の場合※4

[年間]  
参加者負担  
288,000円  
それ以外で負担  
470,360円

参加費3,000円/月  
の場合※4

[年間]  
参加者負担  
432,000円  
それ以外で負担  
326,360円

2

## 例) 吹奏楽

- ・指導者2名配置、参加生徒20名想定
- ・年間50回実施予定

## 年間必要経費

No.	内容	金額	数量	数量	数量	計
1	指導者謝金※1	1,600	3h	50回	2名	480,000
2	指導者交通費	1,000	50回		2名	100,000
3	保険料(指導者)	2,000	2名	1年		4,000
4	保険料(生徒)	800	20名	1年		16,000
5	管理アプリ使用料※2	120	12月	22名		31,680
6	団体登録料	10,000	1年			10,000
7	コンクール参加費	1,000	4回	20名		80,000
8	楽器修繕費※5	10,000	20回	1年		200,000
9	楽譜代※5	30,000	4回			120,000
10	楽器搬送費※6	70,000	4回			280,000
合計						1,321,680

参加生徒ですべて負担すると約5,507円/月

参加費1,000円(月)  
の場合※4

[年間]  
参加者負担  
240,000円  
それ以外で負担  
1,081,680円

参加費2,000円(月)  
の場合※4

[年間]  
参加者負担  
480,000円  
それ以外で負担  
841,680円

参加費3,000円(月)  
の場合※4

[年間]  
参加者負担  
720,000円  
それ以外で負担  
601,680円

※1…指導者謝金は部活動指導員の単価をもとに設定。

※2…「クラブ運営管理アプリ」スタッフ・保護者連絡、スケジュール・出欠管理、会費決済等の機能があるアプリ(会員数×120円想定)

※3…年間に試合用ボールを12個新規購入すると想定

※4…月会費のほか、活動場所や試合会場までの交通費、活動に必要な個人の物品等、別途必要な場合あり。

※5…「第4回文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成会議資料(文化庁)」等を参考に試算。楽器の種類、人によって差がある。

※6…搬送する楽器の量や搬送先等によって異なる。

平日、休日ともに地域クラブ活動を通年実施した場合の必要経費及び参加費と公費等負担を試算

## 1 例) バレーボール

- ・指導者2名配置、参加生徒12名想定
- ・平日4回、休日1回（週11時間）45週実施予定

### 年間必要経費

No.	内容	金額	数量	数量	数量	計
1	指導者謝金※1	1,600	週11h	45週	2名	1,584,000
2	指導者交通費	1,000	週5回	45週	2名	450,000
3	保険料(指導者)	2,000	2名	1年		4,000
4	保険料(生徒)	800	12名	1年		9,600
5	管理アプリ使用料※2	120	12月	14名		20,160
6	チーム登録料	12,000	1	1年		12,000
7	選手登録料	1,000	12名	1年		12,000
8	大会参加費	5,000	3回			15,000
9	消耗品※3	8,800	12個			105,600
合計						2,212,360

参加生徒ですべて負担すると約15,364円/月

参加費1,000円/月  
の場合※4

[年間]  
参加者負担  
144,000円  
それ以外で負担  
2,068,360円

参加費2,000円/月  
の場合※4

[年間]  
参加者負担  
288,000円  
それ以外で負担  
1,924,360円

参加費3,000円/月  
の場合※4

[年間]  
参加者負担  
432,000円  
それ以外で負担  
1,780,360円

参加費4,000円/月の場合※4

[年間]  
参加者負担 576,000円  
それ以外で負担 1,636,360円

参加費5,000円/月の場合※4

[年間]  
参加者負担 720,000円  
それ以外で負担 1,492,360円

## 2 例) 吹奏楽

- ・指導者2名配置、参加生徒20名想定
- ・平日4回、休日1回（週11時間）45週実施予定

### 年間必要経費

No.	内容	金額	数量	数量	数量	計
1	指導者謝金※1	1,600	週11h	45週	2名	1,584,000
2	指導者交通費	1,000	週5回	45週	2名	450,000
3	保険料(指導者)	2,000	2名	1年		4,000
4	保険料(生徒)	800	20名	1年		16,000
5	管理アプリ使用料※2	120	12月	22名		31,680
6	団体登録料	10,000	1年			10,000
7	コンクール参加費	1,000	4回	20名		80,000
8	楽器修繕費※5	10,000	20回	1年		200,000
9	楽譜代※5	30,000	4回			120,000
10	楽器輸送費※6	70,000	4回			280,000
合計						2,775,680

参加生徒ですべて負担すると約11,565円/月

参加費1,000円（月）  
の場合※4

[年間]  
参加者負担  
240,000円  
それ以外で負担  
2,535,680円

参加費2,000円（月）  
の場合※4

[年間]  
参加者負担  
480,000円  
それ以外で負担  
2,295,680円

参加費3,000円（月）  
の場合※4

[年間]  
参加者負担  
720,000円  
それ以外で負担  
2,055,680円

参加費4,000円/月の場合※4

[年間]  
参加者負担 960,000円  
それ以外で負担 1,815,680円

参加費5,000円/月の場合※4

[年間]  
参加者負担 1,200,000円  
それ以外で負担 1,575,680円

※1～※6…14ページに掲載

- **地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等**については、地域クラブ活動の運営主体（市町等、市町等以外の団体）や、事故等の原因主体（団体、指導者、生徒）に応じて賠償責任主体や賠償制度・保険の取扱いが異なる。
- **活動場所（市町立中学校等）の施設・設備の瑕疵に起因する事故等**については、地域クラブ活動の運営主体等に関わらず、施設・設備の管理者である市町等が賠償責任主体となり、国家賠償法2条が適用される。

【 】は賠償制度・保険の取扱い

運営主体		(1)地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等			(2)活動場所（市町立中学校等）の施設・設備の瑕疵に起因する事故等
		①団体の瑕疵に起因	②指導者の瑕疵に起因	③生徒の瑕疵に起因	
地域クラブ活動	市町等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町等</li> <li>【国家賠償法1条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町等</li> <li>・指導者（故意または重過失の場合には市町等から求償）</li> <li>【国家賠償法1条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒（保護者）</li> <li>【民間保険】</li> <li>※ スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など</li> </ul>	市町等 【国家賠償法2条】
	市町等以外の団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体</li> <li>【民間保険】</li> <li>※ スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者（団体に雇用されている場合は団体も使用者責任を負う）</li> <li>【民間保険】</li> <li>※ スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒（保護者）</li> <li>【民間保険】</li> <li>※ スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など</li> </ul>	
(参考) 学校部活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町等</li> <li>【国家賠償法1条】</li> <li>※ 災害共済給付において免責特約（災害共済給付の額の限度において設置者の賠償責任を免れさせる特約）を付することが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町</li> <li>・指導者（故意又は重過失の場合には市町等から求償）</li> <li>【国家賠償法1条】</li> <li>※ 同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒（保護者）</li> <li>【民間保険】</li> <li>※ 災害共済給付では賠償責任保険は対象外。学校管理下の活動であり、「スポーツ安全保険」の対象外</li> </ul>	

(参考) 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月、文部科学省）」別冊資料②P.9